# MANAGEMENT POST Vol.33-04



www.yanagisawakaikei.net.



### 栁澤会計グループ

〒391-0003 長野県茅野市本町西 1-40

Yanagisawa Accounting Firm TEL: 0266-72-5060 FAX: 0266-72-5063

### 成年年齢の引き下げ(2022年4月~)

2022年4月1日より成年年齢が20歳から18歳へ引き下げられました。

成年年齢の引き下げによって、18歳、19歳の方は、親の同意を得なくても、様々な契約をすることができ るようになります。例えば未成年者のアルバイトの採用についても保護者の同意が不要となります。他にも対応 を変更しなければならない事項もあるかと思います。詳しくは2面をご覧下さい。

### 新型コロナ感染症の給付金(茅野市)

茅野市に事業所がある事業者に対し、R4.4 月より以下の新型コロナウイルス感染症に関する給付金の受 付が開始されました。支給要件に当てはまるものがある事業者やこれから行う事業については、期限までに 申請を行うようにしてください。当事務所でも申請手続の支援を行っておりますので、お気軽にお問い合わ せください。

٣	2 \ / \(\tilde{C} \rightarrow \)							
	制度	受付期間		金額				
	茅野市中小 企業者等持 続化支援金 【第2弾】	R4. 4. 1- R4. 8. 31	令和4年1月1日~3月31日までの期間の売上高又は 事業収入の合計額が、平成31年or令和2年or令和3 年までのいずれかの年の1月1日~3月31日と比べ、 20%以上減少 ※令和4年の合計額には、時短要請に伴う新型コロナウ イルス拡大防止協力金を含む	上限10万円				
	茅野市中小 企業者等販 路開拓等支 援補助金 【第2弾】	R4. 4. 1- R4. 10. 31	令和4年4月1日~9月30日までに実施した、販路開拓や消費喚起のために実施した事業。 (1)新たな販路開拓に要した費用商品やサービスをPRするための広告・宣伝費用(WEB広告、新聞広告等、ホームページ開設またはリニューアルに要した経費等) (2)消費喚起のために要した費用 (クーポン券の作成に伴う費用、スクラッチカード等の作成に伴う費用等)	上限5万円 補助対象経費 の3分の2				
	>14/22/3/14/14	R4. 4. 1– R4. 10. 31	令和4年4月1日~9月30日までに実施した、新型コロナウイルス感染症対策に取り組むための消耗品等の購入を行う事業。 (1)新たな感染防止対策のための消耗品等の購入に要した費用 (消毒アルコール液、ペーパータオル、アルコールウェットティッシュ、マスクやフェイスシールド等の購入費用、抗原検査キット、店舗内サイン制作費用 等) (2)販路拡大等のための消耗品等の購入に要した費用(テイクアウトサービスに係る容器代等の購入費用・チラシ作成費用 等)	上限5万円 補助対象経費 の3分の2 ※「茅野あん しん認証 EAT」取得事 業者は、10分 の10				

### 一成年年齢の引き下げ①一

#### ■ 2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳になります

2018年6月に、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立しました。この法律の成立により、2022年4月1日から成年年齢が20歳から18歳へと引き下げられました。民法が定める成年年齢を18歳に引き下げると、18歳に達した者は、一人で有効な契約をすることができ、また、父母の親権に服さなくなることとなります。

成年年齢の引き下げは、憲法改正国民投票の投票権年齢や公職選挙法の選挙権年齢などが 18 歳と定められるなど、18 歳、19 歳の方にも国政上の重要な事項の判断に参加してもらうための政策が進められてきました。こうした流れを踏まえ、市民生活に関する基本法である民法においても、18 歳以上の人を大人として取り扱うのが適当ではないかという議論や世界的には成年年齢を 18 歳とするのが主流であることから、今回成年年齢が 18 歳に引き下げられることになりました。

#### ■ 成年年齢はいつから変わるの?

施行日である 2022 年 4 月 1 日の時点で、18 歳以上 20 歳未満の方は、施行日に成年に達することになります。 誕生日が 2004 年 4 月 2 日以降の方は、18 歳の誕生日に成年に達することになります。

生年月日	新成人となる日	成年年齢
2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日~2003年4月1日生まれ	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日~2004年4月1日生まれ	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

#### ■ 成年年齢の引き下げによってどんなことができる・できない?

#### 18歳 (成年) になったらできること

- ■親の同意がなくても契約できる
  - ・ 携帯電話の契約
  - ローンを組む
  - ・クレジットカードをつくる
  - 一人暮らしの部屋を借りる
- ■結婚

女性の結婚可能年齢が16歳から18歳 に引き上げられ、男女とも18歳に。

■10年有効のパスポートを取得する など

## 20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)

- ■飲酒・喫煙
- ■競馬、競輪、オートレース
- ■養子を迎える
- ■大型・中型自動車運転免許の取得
- ■国民年金の加入義務

など

### 消費税インポイスカポ Q&A



### 適格請求書発行事業者は、どのような場合に適格請求書の交付 義務が課されるのですか?

適格請求書発行事業者には、国内において課税資産の譲渡等(注1、2)を行った場合に、相手方(課 税事業者に限ります。)からの求めに応じて適格請求書を交付する義務が課されています。なお、適格請 求書発行事業者は、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を提供することができま す。

- (注) 1 課税資産の譲渡等に係る適用税率は問いませんので、標準税率の取引のみを行っている場合 でも、取引の相手方(課税事業者に限ります。)から交付を求められたときは、適格請求書の 交付義務があることにご留意ください。
- (注) 2 免税取引、非課税取引及び不課税取引のみを行った場合については、適格請求書の交付義務 は課されません。



### 適格請求書発行事業者が、適格請求書の交付義務が課されない 場合はありますか?

次の取引は、適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難なため、 適格請求書の交付義務が免除されます。

- (1)3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ②出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売 (出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うもの に限ります。)



- ③生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売 (無条件委 託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。)
- ④3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
- ⑤郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポストに差し出されたものに限ります。)



#### 適格請求書の様式は、法令等で定められていますか?

適格請求書の様式は、法令等で定められていません。

適格請求書として必要な次の事項が記載された書類(請求書、納品書、領収書、レシート等)であれ ば、その名称を問わず、適格請求書に該当します。 領収明細書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 (課税資産の譲渡等が軽減対象 資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(橋本健治)

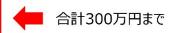
== ==

### 令和4年度 税制改正 ~少額減価償却資産~

減価償却資産を取得した場合に認められている損金算入制度について、対象資産から貸付け(主要な事業 として行われる物を除く)の用に供したものを除外することとなりました。そのため、対象資産から除外さ れた減価償却資産については、耐用年数に基づいて通常の減価償却を行うこととなります。

#### ■少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等

	取得価額	償却方法
中小企業者等のみ	30万円未満	全額損金算入 (即時償却)
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却*1 (残存価額なし)
	10万円未満	全額損金算入 (即時償却)



本則※2

- ※1 10万円以上20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。
- ※2 本則についても、適用対象資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供した資産が除かれる。

自らの事業に使用しないドローンや工事現場の足場などを購 入し、少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等を適用し て損金算入し、購入した資産を別会社などに貸付け、将来賃貸料 などで回収する課税の繰延ベスキームが存在していました。

今回の改正により、貸付けを主要な事業として行っていない事 業者は、貸付けの用に供した資産は、この制度から除外されるこ ととなります。



(北原隆幸)

#### 職員コラム

~新年度~

萬坂 澄子

4月、新年度が始まりました。今年も2名の新入社員を迎えました。毎年、新入社員を迎えると 自分も新たな気持ちになります。社会人になって何十回と新年度を迎え、何人もの新入社員を迎え ています。最近は、新入社員が息子の年齢になってしまいました。母の気持ちで新入社員を迎えて います。職場のお母さんとして、みんなを支えていきたいと思っていましたが、本当にお母さんに なってしまいました。ただ残念なことに、コロナ禍でマスク生活のため、新入社員の顔もマスクを した顔しかみられません。みんなの顔を見ることが少なくなっています。早く職場のみんなの顔、 関与先の皆さんの顔が見られるようになることを願っています。新入社員を迎え、今年の4月も、 初心を忘れずがんばろうと思います。

話は変わりますが、今年は七年に一度の御柱祭。コロナの影響で 4月の山出しはトレーラーでの移動になってしまいました。小さ い時から見ていた木落しや川越しが見られないのは少し寂しく感 じます。5月の里曳きには、コロナが落ち着いて元気な諏訪が見 られたらいいなと思います。

皆さんもコロナに負けず元気で一年をお過ごしください。